

(趣旨)

第1条 この規程は、老人福祉センター送迎バス(以下「バス」という。)の運営管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 バスによる送迎は、老人福祉センターの使用を許可された本市の住民等で次に掲げるものに対して老人福祉センター管理者が行うものとする。

- (1) 60歳以上の者が同一地域に10人以上いるとき。
- (2) 老人クラブ
- (3) 社会福祉事業に関係のある機関、団体又は町内会等が行う老人福祉に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める機関又は団体等が行う老人福祉に関する事業

(申請及び許可)

第3条 バスにより送迎を受けようとする者は、木更津市老人福祉センター管理規則(昭和50年木更津市規則第2号)第2条の規定に基づく老人福祉センター使用許可申請書にその旨記入し、送迎の許可は老人福祉センター使用許可書により行うものとする。

(格納場所)

第4条 バスの常時格納場所は、木更津市十日市場826番地老人福祉センター内に設置された車庫とする。

(運転者の遵守事項)

第5条 運転者は、運転に支障のないよう常に整備点検を実施し、交通法規を守り安全運転に心がけなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、木更津市庁用車両管理規則(昭和43年木更津市規則第22号)の例による。

附 則

この規程は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月29日訓令第1号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日訓令第1号)

この訓令は、平成29年3月17日から施行する。